

軽費老人ホーム富士見が丘いこいの園

特定施設入居者生活介護利用契約書

介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書

様（以下「利用者」という）及び 様（以下「保証人」という）は、軽費老人ホーム富士見が丘いこいの園（以下「事業所」という。）の提供する介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護を利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業所は、介護保険その他の法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し、特定施設入居者生活介護等サービス(以下「本件サービス」という)を提供し、及びこの契約の定める各種サービスを提供することを約し、利用者は事業所に対し、この契約の定めるところを承認し、この契約を履行することを約します。

2 施設は、本件サービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態区分又は要支援状態区分（以下、「要介護度区分」という。）及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条（契約期間）

この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護度区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間又は要介護認定期間を（以下、「要介護等認定期間」という。）の満了日が更新された場合には、変更後の要介護等認定期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとしします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護等認定期間の満了日とします。

4 更新認定等の結果、要支援であった利用者が要介護へ、または要介護であった利用者が要支援となった場合においても、利用者から特に解約の申し出がない限り、この契約は自動継続するものとしします。

第3条（連帯保証人）

1 本契約書において保証人は連帯保証人と同義と規定する。

2 保証人(以下連帯保証人を意味する)は、本契約から生じる利用者の債務について、極度額50万円の範囲内で連帯して負担するものとしします。

3 保証人が負担する債務の元本は、利用者又は保証人が死亡したときに、確定するものとしします。

4 保証人の請求があったときは、事業者は保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第4条（重要事項の説明）

事業所は、この契約の締結に先立ち、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定方法その他の施設のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明します。その内容について利用者の同意を得た後、当該重要事項説明書を交付します。

第5条（介護予防特定施設サービス計画又は特定施設等サービス計画の作成等）

事業所は、計画作成担当者に、利用者の為の介護予防特定施設サービス計画又は特定施設等サービス計画（以下、「特定施設等サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任をもって指導します。

2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者が人間的で自立した日常生活を営むことができるよう、他の従業者と協議の上、特定施設等サービス計画を作成し、それを利用者と保証人に説明し、その内容について同意を得た後、交付します。

3 特定施設等サービス計画には、事業所で提供するサービスの目標、その達成時期、本件サービスの内容、本件サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載します。

4 事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する目的に従い、特定施設等サービス計画の変更を行います。

(1)利用者が特定施設等サービス計画の変更を希望する場合

(2)利用者の心身の状況等の変化により、特定施設等サービス計画を変更する必要がある場合

5 事業所は、前項に定める特定施設等サービス計画の変更を行う際には、利用者及び保証人に対して説明し、その内容について同意を得た後、交付します。

第6条（特定施設等入居者生活介護の内容及びその提供）

事業所は、前条により作成された特定施設等サービス計画に基づき、利用者に対し本件サービスを提供します。本件サービスの内容は、重要事項説明書に記載の通りとなります。

2 事業所は、利用者に対し、前条により利用者のための特定施設等サービス計画が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。

3 事業所は、利用者の本件サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。

4 利用者及び保証人は、その必要がある場合は、事業所に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但し、この閲覧及び謄写は、事業所の業務に支障ない時間に行うこととします。

第7条（介護保険給付対象外のサービス）

事業所は、利用者との合意に基づき、別途重要事項説明書に定める介護保険給付対象外サービスを提供します。

第8条（介護の場所）

本件サービスは、原則としてユニットごとに提供します。

2 事業所は、利用者の状況の変化に応じ、より適切な介護のため必要と認められた場合は、利用者に対し、居室の変更をすることができます。その際は、あらかじめ、利用者又は保証人と協議の上決定します。

第9条（協力義務）

利用者は、事業所が提供する本件サービスに対して、可能な限り事業所に協力しなければなりません。

第10条（利用料の支払い）

利用者は、事業所が提供する本件サービスの対価として、重要事項説明書に定める所定の利用料金を支払うものとします。

2 事業所は、利用者が支払うべき本件サービスに要した費用について、利用者が市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。（法定代理受領サービス）

3 利用者は、事業所が市町村から代理受領する額を控除した差額分（自己負担分：介護保険負担割合証の割合分）を施設に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、利用者は、本件サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後、償還払いとして自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。）

4 事業所は、介護保険給付対象外のサービス提供に際しては、あらかじめその本件サービスの内容及び費用を説明し、利用者の選択に基づく同意を得ます。

5 利用者は、サービスの対価として、月ごとに算定された利用料金を、重要事項説明書に記載された方法により施設に支払うものとします。

第11条（利用者の負担）

利用者は、医療費、紙おむつ等の介護用品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用を負担します。

第12条（利用料の改定）

第10条第3項に定める本件サービスの利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業所は、本件サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 第10条第4項に定める介護保険給付対象外のサービス利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、本件サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

第13条（事業所及び従業者の義務）

事業所及び従業者は、本件サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

2 事業所は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえで本件サービスを実施します。

3 事業所は、本件サービス提供時において、利用者に病状の急変を認めた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡をおこなう等の必要な措置を講じます。

4 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用

者及び従業者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- 5 事業所及び従業者は、利用又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 6 事業所は、利用者が受けている要介護認定等の更新の申請を円滑に行えるよう必要な援助を行います。
- 7 事業所は、利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- 8 事業所は、感染者が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

第 14 条（事業所の責任によらない事由による本件サービスの実施不能）

契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰さない事由により本件サービスの実施ができなくなった場合には、事業所は利用者に対して本件サービスを提供すべき義務を負いません。

第 15 条（個人情報の保護）

事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及びその保証人又はその家族の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはしません。この守秘義務は本契約が終了した後においても同様の効果を有します。

2 事業所は、医療機関等必要な機関に対し、利用者及び保証人に関する情報を提供する必要がある場合には、利用者及び保証人又はその家族に対して、使用目的等を説明し、文書によりあらかじめ同意を得ます。

第 16 条（契約の終了）

本契約による契約の終了とは、次の各号に該当する場合をいいます。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定等により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 利用者の介護認定が失効した場合
- (4) 別途、利用者と事業所間で締結のケアハウスの入居契約が終了した場合
- (5) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (6) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (7) 事業所の滅失や重大な毀損により、本件サービスの提供が不可能になった場合
- (8) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- (9) 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約または解除された場合

2 事業所は、この契約を終了する場合は、前もって保証人や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

第 17 条（利用者からの中途解約）

利用者は、30 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

2 利用者が第 1 項の通知を行わずに事業所を退去した場合には、事業所が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第 18 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業所が本契約の各条項に違背した場合には、本契約を解除することができます。

- （１） 事業所もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める本件サービスを実施しない場合
- （２） 事業所もしくは従業者が第 14 条に定める守秘義務に違反した場合
- （３） 事業所もしくは従業者が故意または過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- （４） 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業所からの契約解除）

事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- （１） 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （２） 利用者による利用料等の支払いが 2 か月以上遅延し、事業所が催告したにもかかわらず支払えない場合
- （３） 利用者が、故意または重大な過失により事業所または従業者もしくは他の利用者等の財物、信用等を傷つけ、または、著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （４） 利用者の行動が他の利用者や従業者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- （５） 利用者が 24 時間医療行為を要し、事業所において適切な介護サービスの提供が困難であると判断される場合

2 前項の規定による契約の終了後、退去までに事業所が利用者に対して実施した本件サービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

第 20 条（損害賠償責任）

事業所は、本件サービスの提供に当たって、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び保証人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故の発生につき利用者に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第 21 条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- （１） 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （２） 利用者が、本件サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意

にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施した本件サービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業所もしくは従業員の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 22 条（相談および苦情対応）

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、本件サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 23 条（利用者の保証人との連携等）

事業所は、常に利用者の保証人との連携を図るとともに、利用者と保証人との交流等の機会を確保するよう努めます。

第 24 条（協議事項）

本契約に定める各事項の解釈に疑義が生じた場合または本契約に定めのない事項については、利用者及び保証人並びに施設は、信義誠実をもって協議し解決にあたります。

第 25 条（裁判管轄）

本契約に関して、当事者間に紛争が生じ、協議による解決が困難となった場合、利用者の所在地を管轄する裁判所とすることを、利用者、保証人および事業所はあらかじめ合意します。

以上の通り契約したので、本書 2 通を作成し、事業所、利用者、保証人は、それぞれ記名捺印のうえ、各 1 通ずつ保有します。

令和 年 月 日

【理 事 長】

住 所 静岡県田方郡函南町大竹 2 0－1 5
社会福祉法人 日本民生福祉協会
氏 名 理事長 瀬戸 健 印

【利 用 者】

住 所

氏 名 印

【保 証 人】

住 所 (続柄)

氏 名 印

住 所 (続柄)

氏 名 印